

児童扶養手当制度のご案内

2025. 10

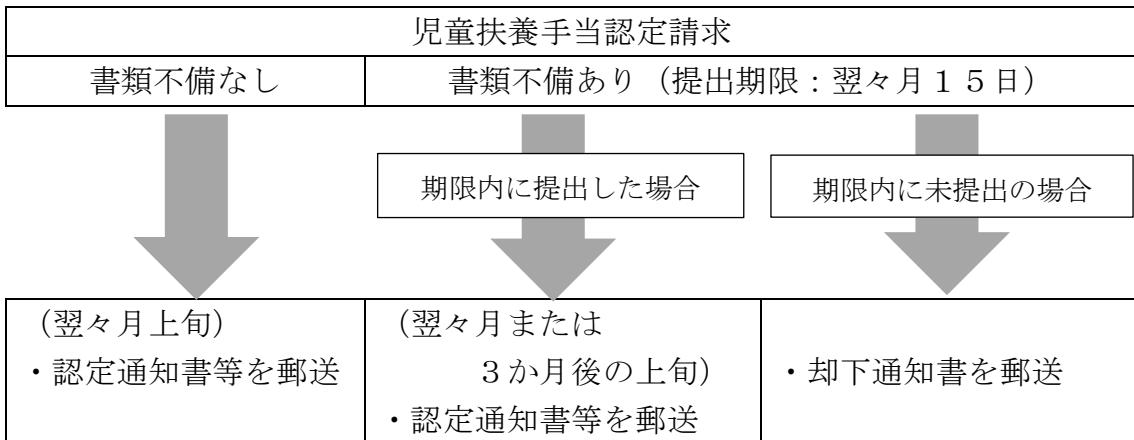
児童扶養手当は父母の離婚、死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童を育てている方や、児童を育てている父または母に一定の障害がある家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため支給される手当です。

(児童扶養手当法第1条)

児童扶養手当認定請求書を提出した日の翌月分から受給資格が得られます。このとき、所得対象年における請求者、配偶者及び扶養義務者の所得額が【4】所得制限を超過していなければ、支給予定日（奇数月の10日。10日が休日の場合は、直前の平日）に支給日直前の2か月分の手当を支給します。

認定請求書を受付後、結果の通知までに約2か月程度、期間を要します。このご案内をよくご確認いただき、必要書類をご準備の上、ご申請ください。

○認定請求から認定通知までのスケジュール



<制度に関するお問い合わせ>
狭山市こども支援部こども支援課
電話番号 04-2941-3069(直通)

【1】受給資格（支給要件）

請求者は認定請求時に下表のいずれかの要件に該当し、児童を監護（＊）している方が請求することができます。

母の場合	父の場合	養育者の場合
①父母が離婚	①父母が離婚	①父母が離婚
②父が死亡	②母が死亡	②父母が死亡
③父が政令で定める障害の状態	③母が政令で定める障害の状態	③父母が政令で定める障害の状態
④父が生死不明	④母が生死不明	④父母が生死不明
⑤父から引き続き1年以上遺棄	⑤母から引き続き1年以上遺棄	⑤父母から引き続き1年以上遺棄
⑥父がDV防止法に規定する命令を受けた	⑥母がDV防止法に規定する命令を受けた	⑥父母がDV防止法に規定する命令を受けた
⑦父が法令により引き続き1年以上拘禁	⑦母が法令により引き続き1年以上拘禁	⑦父母が法令により引き続き1年以上拘禁
⑧母が未婚で出産		

- ・請求者が父の場合は児童と生計が同一である必要があります。
- ・請求者が養育者の場合は児童と生計を維持し、同居している必要があります。
- ・戸籍上親子関係にある父母だけではなく、養子縁組をした養母、養父も申請することができます。

【請求者が次の要件に該当する場合は、支給対象外です】

- | |
|-------------------------------|
| ① 請求者と同一住所に、親族以外の異性の住民登録がある場合 |
| ② 生活実態上、親族以外の異性と生活を共にしている場合 |

【児童が次の要件に該当する場合は、支給対象外です】

- | |
|---|
| ① 国内に住所がない場合 |
| ② 里親に委託されている場合 |
| ③ 児童福祉施設に入所または少年院等に収容されている場合 |
| ④ 請求者の配偶者（政令で定める障害の状態にあることを除く。事実上の婚姻関係と同様の状態であることを含む）または請求者の元配偶者と生計を同じくしている場合 |

* 監護

監督および保護すること。主として精神面から児童の生活について種々配慮し、物質面から日常生活において児童の衣食住などの面倒をみていくことをいいます。

【2】対象児童

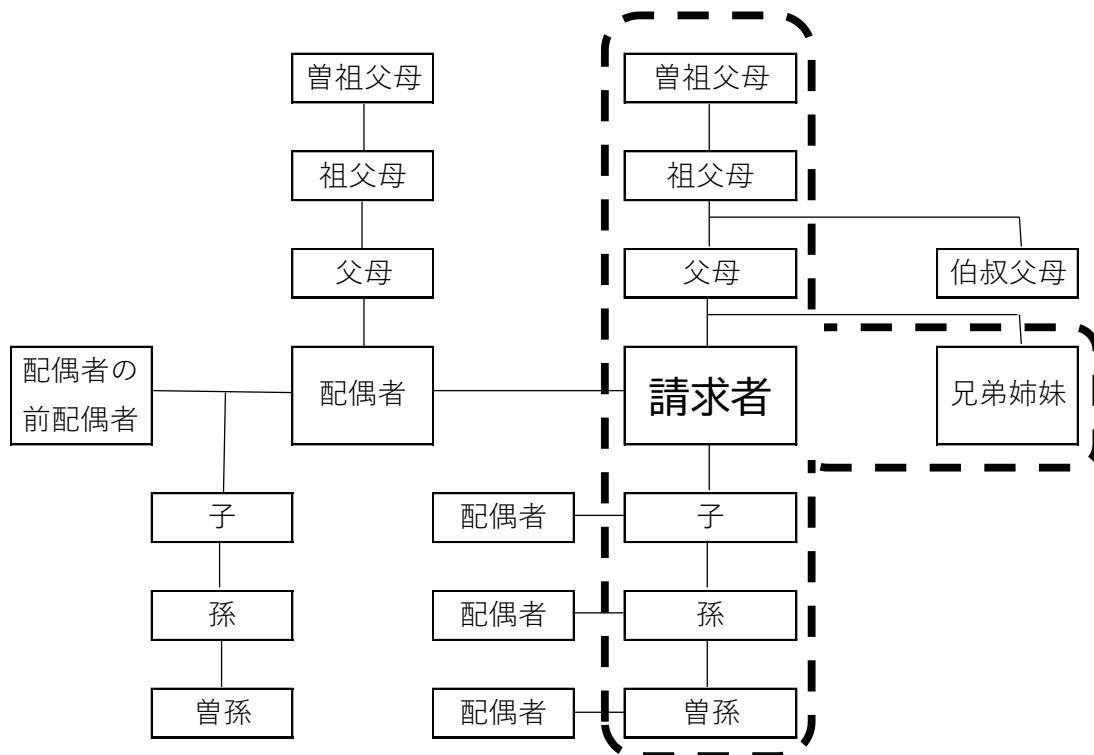
国内に住所を有し、18歳年度末（高校3年生相同年齢）までの児童が対象です。政令に定める障害の状態にある児童は、20歳の誕生日まで対象児童に該当します。

【3】扶養義務者

請求者と同一住所に住民登録がある、請求者の曾祖父母、祖父母、父母、兄弟姉妹、子、孫、曾孫をいいます。住民登録上、世帯分離の有無は問いません。

ただし、二世帯住宅や母屋と離れ等、住居構造が明らかに別々であることを証明できる場合は扶養義務者に該当しません。

児童扶養手当は、扶養義務者のうち最多所得者の所得額により、支給の可否を決定します。



点線で囲まれた範囲（請求者を除く。）が扶養義務者です。

【4】所得制限

児童扶養手当には、所得制限が設けられています。請求者（認定後は受給資格者）、配偶者及び扶養義務者の所得額が下表に掲げる児童扶養手当所得制限限度額を超える場合、児童扶養手当は全部支給停止となります。

税法上の 扶養人数	請求者(認定後は受給資格者)		配偶者・扶養義務者	
	年収額	所得額	年収額	所得額
0人	3,343,000円	2,080,000円	3,725,000円	2,360,000円
1人	3,850,000円	2,460,000円	4,200,000円	2,740,000円
2人	4,325,000円	2,840,000円	4,675,000円	3,120,000円
3人	4,800,000円	3,220,000円	5,150,000円	3,500,000円

- * 年収額は、給与所得者を例とした目安となります。
- * 税法上の扶養人数を示します。養育費は、受領した金額の8割相当分を請求者（認定後は受給資格者）の所得に合算します。
- * 障害基礎年金受給者は、受給額を所得に合算します。

<参考>控除後所得額と支給金額（月額）との関係について

手当月額の概ねを把握するための目安としてご覧ください。

請求者 所得額	税法上の扶養人数			
	0人	1人	2人	3人
0円	46,690円	46,690円	46,690円	46,690円
250,000円	46,690円	46,690円	46,690円	46,690円
500,000円	46,690円	46,690円	46,690円	46,690円
750,000円	46,690円	46,690円	46,690円	46,690円
1,000,000円	40,000円	46,690円	46,690円	46,690円
1,250,000円	34,000円	43,000円	46,690円	46,690円
1,500,000円	28,000円	37,000円	46,690円	46,690円
1,750,000円	21,000円	31,000円	40,000円	46,690円
2,000,000円	15,000円	25,000円	34,000円	43,000円
2,250,000円	0円	18,000円	28,000円	37,000円
2,500,000円	0円	0円	21,000円	31,000円
2,750,000円	0円	0円	15,000円	25,000円
3,000,000円	0円	0円	0円	18,000円
3,250,000円	0円	0円	0円	0円
3,500,000円	0円	0円	0円	0円

【5】支給金額

支給金額は、請求者の所得額に応じて決定します。

物価スライド制が導入されており、毎年4月に賃金及び物価の状況に応じて、支給額が変動する可能性があります。

児童数	支給金額（月額）
1人目	46,690～11,010円（10円刻み）
2人目以降、1人につき	11,030～5,520円（10円刻み）

【6】支給予定日

児童扶養手当認定請求書を提出した日の翌月分から受給資格が得られます。このとき、所得対象年における請求者、配偶者及び扶養義務者の所得額が【4】所得制限を超過していなければ、支給予定日（奇数月の10日。10日が休日の場合は、直前の平日）に支給日直前の2か月分の手当を支給します。

対象月	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	R8.4	R8.5	R8.6
支給予定日	R8.1.9(金)		R8.3.10(火)		R8.5.8(金)		R8.7.10(金)	
所得対象年	令和6年中所得（令和6年1月～12月）							

対象月	R8.7	R8.8	R8.9	R8.10	R8.11	R8.12	R9.1	R9.2
支給予定日	R8.9.10(木)		R8.11.10(火)		R9.1.8(金)		R9.3.10(水)	
所得対象年	令和6年中所得 (令和6年1月～12月)				令和7年中所得 (令和7年1月～12月)			

対象月	R9.3	R9.4	R9.5	R9.6	R9.7	R9.8	R9.9	R9.10
支給予定日	R9.5.10(月)		R9.7.9(金)		R9.9.10(木)		R9.11.10(水)	
所得対象年	令和7年中所得（令和7年1月～12月）							

【7】児童扶養手当認定請求書

- ・手続きは請求者本人が行わなければなりません。
- ・手続きには1時間程度時間を要します。余裕を持って、ご来庁ください。
- ・手続きにあたり、支給事由に該当するに至った理由（例：離婚の経緯）や現在の生活状況、お子さんの養育状況等について確認させていただく場合がございます。予めご承知おきください。
- ・手続きにあたり、書類不備があった場合は、手続きをした日の翌々月15日までに不備書類をご提出ください。なお、期限内に正当な理由がなく、その提出がない場合、当該認定請求は却下となりますのでご留意ください。

○必要書類

（1）戸籍全部事項証明書（謄本）または届出の受理証明書

認定請求書提出時に戸籍全部事項証明書（謄本）または届出の受理証明書の提出が必要です。

戸籍全部事項証明書（謄本）は、申請理由に関する事実（離婚日、出生日、父または母の死亡日等）の記載があるものに限ります。また、交付日から1か月以内のものが有効です。狭山市役所市民課窓口にて「児童扶養手当の認定請求を行うため」と申し出ていただきますと、手数料が免除（無料交付）されます。

① 児童が請求者の戸籍に入籍している場合

請求者の戸籍全部事項証明書（謄本）原本1通

② 児童が請求者の戸籍に入籍していない場合

請求者と児童の戸籍全部事項証明書（謄本）原本各1通

③ ①や②の書類が直ちにご用意いただけない方

（離婚の場合）離婚届受理証明書 原本1通

（未婚で出生の場合）出生届受理証明書 原本1通

* ③の場合、期限内に①または②の書類の提出が必要です。

（2）請求者名義のキャッシュカードまたは預金通帳〔後日提出可〕

* マイナンバーカードをお持ちの方は、公金受取口座を指定することができます。この場合、預金通帳等は提出不要です。

* 手当の口座名義は、旧姓でも手続可能です。ただし、口座名義を変更した場合は手続きが必要です。

(3) (離婚や未婚の場合) 養育費を取り決めた文書[後日提出可]

(4) 健康保険証情報 (健康保険証・資格情報等。請求者及び児童全員分) [後日提出可]

* 児童扶養手当の手続きの際、併せて「ひとり親家庭等医療費の登録手続きも行います。児童の保険証の被保険者等が元配偶者の場合でも、お受けします。ただし、被保険者等を請求者に変更した場合は手続きが必要です。

【8】その他必要な手続き

下記①から⑨までのいずれかに該当する場合は、受給資格者本人がご来庁のうえ、手続きが必要です。

- ① 市内で転居または市外へ転出した場合
- ② 氏名(名字)を変更した場合
*氏名変更後の戸籍全部事項証明書の提出が必要です。
- ③ 受取口座または口座の名義を変更する場合
*変更後のキャッシュカードまたは預金通帳等をご持参ください。
- ④ 所得の修正または未申告の所得を申告した場合
- ⑤ 婚姻した場合
- ⑥ 親族以外の異性と同居を開始した場合
- ⑦ 親族以外の異性の定期的な訪問・交流が始まった場合
- ⑧ 住民登録上、別住所の扶養義務者が受給資格者と同一住所となつた、または受給資格者と同一住所の扶養義務者が別住所となつた場合
- ⑨ 在留資格や障害等の有期が更新された場合

(1) 現況届

児童扶養手当の受給資格者は、毎年8月に現況届の提出が必要になります。所得状況や受給資格を確認し、11月分以降の児童扶養手当の支給について審査するために必要な届出です。

対象者には7月下旬に通知を送りますので、必ずご確認ください。

*全部支給停止中の場合でも現況届の提出は必要です。

(2) 一部支給停止適用除外事由届

児童扶養手当は、「支給を受けてから5年を経過する」などの要件に該当する場合、ひとり親家庭等の自立を促進するため、要件に該当した月の翌月

から手当が減額されます。ただし、就労等の一定要件を満たし、手続きを行った場合に限り、引き続き減額されずに支給されます。

対象者には別途通知を送りますので、必ずご確認ください。

(3) 公的年金の受給

受給資格者や配偶者が遺族年金や障害年金等の公的年金を受ける場合、児童扶養手当は原則、年金支給月額相当額と児童扶養手当支給金額（月額）との「差額」を支給します。

公的年金の支給申請をされる場合は、事前に、こども支援課にご相談ください。公的年金の支給が判明した場合、既に受け取った児童扶養手当を返還いただることになりますので、十分ご注意ください。

(4) 親族以外の異性との頻繁な交流、同居、再婚が予定される方

児童扶養手当受給資格の可否について、事前のご相談をお受けしています。なお、異性との頻繁な交流、同居、再婚に伴い、児童扶養手当の過払が判明した場合は、既に受け取った児童扶養手当を返還いただきますので、十分ご注意ください。

(5) 受給資格の辞退

児童扶養手当の認定を受けているものの、手当が全部支給停止であつて、今後も所得制限限度額を下回る見込みがない等の理由により受給資格の継続を希望されない場合は、受給資格を辞退することができます。

辞退を希望される場合は狭山市こども支援課までご相談ください。